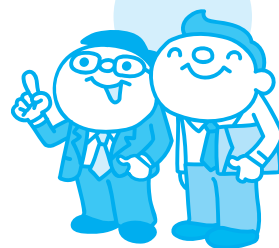


あなたの住民税は

こうなります



問合せ 税務課

☎(43)1111 内線132、133、
134・FAX(43)1125

平成22年度の住民税(市・県民税)の納税通知書を、
今月上旬に該当するみなさんへ郵送します。

ここでは、その住民税のあらましと税額算出方法に
ついてご紹介します。

住民税とは？

地域社会における行政サービスを提供するにあたり必要となる費用を、市民のみなさんから負担していただくというもので、市・県民税を合わせて住民税とよんでいます。

幸手市に 住民税を納める人

・平成22年1月1日現在、市内に住所を有し、前年収

入があった人

・平成22年1月1日現在、市内に住所を有さないが、事務所、事業所または家屋敷を有し、前年収入があった人

住民税の内訳

税金を負担する能力のある人が均等の額を負担する「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割」から成り立っており、前年中の所得をもとに税額を決定します。

▼均等割の額(年額)

・市民税…3000円
・県民税…10000円

▼所得割の計算方法

(所得金額－所得控除額)×税率
(10%)－調整控除－税額控除

○所得／住民税は前年中の

所得を基準として税額計算をしますが、所得は、収入金額から必要経費を差し引いたもので、給与所得(※表1参照)のほか、事業所得、不動産所得など10種類に分類されます。

○所得控除／配偶者や扶養親族の有無、病気や災害

などによる出費があるかどうかなど、個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引くものです。医療費控除、社会保険料控除、扶養

控除などがこれに該当します。

○調整控除／税源移譲に伴い生じる住民税の負担増を調整するための控除です。

○税額控除／配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除などです。

住民税が課税されない人

○所得割も均等割もかからない人

・前年中の収入が無かった人
・平成22年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
・平成22年1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦、寡夫のいずれかに該当し、前年の合計所得金額が125万円以下の人

○均等割のかからない人

・控除対象配偶者や扶養親族のいない人で前年の合計所得が28万円以下の人
・控除対象配偶者や扶養親族のいる人で前年の合計所得が28万円×(本人+扶養親族の数)+16万8千円

以下の人

○所得割のかからない人

・控除対象配偶者や扶養親族のいない人で前年の合計所得が35万円以下の人
・控除対象配偶者や扶養親族のいる人で前年の合計所得が35万円×(本人+扶養親族の数)+32万円以下の人

納税の方法

○普通徴収／納税通知書が市から納税者(個人)に通知され、4回の納期に分けて直接個人が納付する方法です。

○特別徴収／給与支払者が、市から通知された税額を給与から差し引いて納税する方法で、給与所得者の住民税は、毎年6月から翌年の5月までの12回に分けて給与天引きされます。

○公的年金からの特別徴収／年金支払者が、市から通知された税額を年金から差し引いて納税する方法です。

※左図公的年金からの特別徴収(天引き)制度の概要を参照。

住民税の計算例 <給与所得者の場合>

(5)

●家族構成

夫婦と子ども2人 <子どもは一般扶養1人(12歳)、特定扶養1人(18歳)>

●内訳

・給与収入金額..... 5,900,000円(夫)
0円(妻)
・一般生命保険料... 120,000円
・社会保険料..... 265,500円
・医療費..... 180,000円



①給与所得金額 ※表1参照

(給与収入金額から給与所得控除を引いた額) ... 4,180,000円⇒A

②所得控除1,820,500円⇒B

(内訳) 社会保険料控除..... 265,500円
生命保険料控除.....35,000円
医療費控除.....80,000円
配偶者控除..... 330,000円
一般扶養控除..... 330,000円
特定扶養控除..... 450,000円
基礎控除..... 330,000円

③課税所得金額 (A-B) 2,359,000円⇒C

(千円未満切捨て)

④所得割額 課税所得金額C 税率

・県民税 2,359,000円×4%94,300円⇒①
(百円未満切捨て)

課税所得金額C 税率

・市民税 2,359,000円×6% 141,500円⇒②
(百円未満切捨て)

⑤調整控除

・県民税.....1,000円⇒③
・市民税.....1,500円⇒④

⑥調整控除後の所得割額

・県民税 ① ③ 94,300円-1,000円..... 93,300円⇒A

・市民税 ② ④ 141,500円-1,500円.....140,000円⇒B

⑦均等割額

・県民税..... 1,000円⇒C
・市民税..... 3,000円⇒D

⑧年税額

A C
・県民税 93,300円+ 1,000円.....94,300円

B D
・市民税 140,000円+ 3,000円..... 143,000円

合計 237,300円

表1 給与所得金額の算出表

給与収入金額	給与所得金額
～ 650,999円	0円
651,000円～1,618,999円	給与収入金額-650,000円
1,619,000円～1,619,999円	969,000円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円
1,622,000円～1,623,999円	972,000円
1,624,000円～1,627,999円	974,000円
1,628,000円～1,799,999円	給与収入金額÷4=B B×2.4
1,800,000円～3,599,999円	(千円未満の B×2.8-180,000円
3,600,000円～6,599,999円	端数切捨て) B×3.2-540,000円
6,600,000円～9,999,999円	給与収入金額×0.9-1,200,000円
10,000,000円～	給与収入金額×0.95-1,700,000円

参考1 人的控除額一覧

種 類	住民税
基礎控除	33万円
配偶者控除	33万円
老人(70歳以上) ※昭和15年1月1日以前生まれ 同居特別障害者加算	38万円 +23万円
扶養控除	33万円
一般 特定 ※昭和62年1月2日～ 平成6年1月1日以前生まれ 老人(70歳以上) ※昭和15年1月1日以前生まれ 同居老人・親族等加算	45万円 38万円 +7万円
同居特別障害者加算	+23万円
障害者控除	26万円
障害者(本人、配偶者、扶養親族) 特別障害者(本人、配偶者、扶養親族)	30万円
寡婦控除	26万円
(本人) 特定の寡婦加算	+4万円
寡夫控除(本人)	26万円
勤労学生控除(本人)	26万円

参考2 課税、非課税、税法上の扶養の目安(給与収入の場合)

給与収入額	住民税(市県民税)	所得税	配偶者・扶養
平成21年中の収入	均等割	所得割	(参考) 控除の対象
93万円以下	かからない		
93万円超		かからない	
100万円以下			かからない
100万円超	かかる		なれる
103万円以下		かかる	
103万円超			かかる

※障害者、寡婦(夫)、未成年者を除く

公的年金からの特別徴収(天引き)制度の概要

(例): 住民税の年税額が6万円
(収入が公的年金のみの人)の場合

▼対象になる人

4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある人。

※ただし、つぎの人は対象となりません。

- ①介護保険料が年金から引き落としされていない人
- ②特別徴収される住民税額が老齢基礎年金などの額を超える人

▼いままでは

	納付書で納める (普通徴収)			
月	6月	8月	10月	1月
税 額	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

※年税額の1/4ずつ納付書で納付。

▼制度の対象となる初年度は

	納付書で納める (普通徴収)		年金から天引き (特別徴収※)		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

※6月・8月は、年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納付。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつ特別徴収。

▼2年目以降は

年金から天引き					
(仮徴収)			(特別徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
前年度2月と同額			年税額の残りの1/3ずつ		

※4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を特別徴収(仮)し、10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの残額を特別徴収します。